

## 四万十町商工会「四万十町プレミアム商品券」取扱加盟店 募集要項

### (目 的)

第1条 四万十町商工会（以下「商工会」という。）は、国が進める「地域住民生活等緊急支援のための交付金事業」及び四万十町プレミアム商品券発行事業費補助金交付要綱を踏まえ、地元消費の拡大、地域経済の活性化を図ることを目的として、「四万十町プレミアム商品券」（以下「商品券」という。）を発行する。

### (商品券の名称と種類)

第2条 商品券の名称は「四万十町プレミアム商品券」（以下「商品券」という。）とする。

2 商品券は、額面1,000円の共通利用券および、500円の一般商店限定券の2種類とする。商品券の見本は別紙1のとおりとする。

3 販売する商品券は、以下の2種類とし、1セット単位で販売する。

① 額面1,000円券を8枚と、500円券を10枚で1セット  
(販売額10,000円、発行額13,000円)

② 額面1,000円券を4枚と、500円券を5枚で1セット  
(販売額5,000円、発行額6,500円)

### (商品券の利用区域)

第3条 商品券が利用できる区域は、四万十町内とする。

### (販売対象者への販売限度額)

第4条 商品券の販売は、1世帯当たり10万円を限度とする。

### (販売期間)

第5条 商品券の販売期間は、平成27年7月1日から平成27年12月18日までの期間とする。ただし、予定枚数を完売した時点で終了するものとする。

### (販売方法)

第6条 所定の商品券購入申込書及び代金と引き換えに販売するものとする。

### (販売者)

第7条 商品券の販売は、商工会が行う。

### (販売場所)

第8条 商工会事務所（本所、大正支所、十和支所）及び商工会が設置した販売所とする。

(利用期間)

第9条 商品券を利用できる期間は、平成27年7月1日から平成27年12月31日までとし、当該期間を経過した商品券は、無効とする。

(損失等の責務)

第10条 商工会及び取扱店舗は、購入された商品券の盗難、紛失及び滅失の責務を一切負わないものとする。

(利用事業所)

第11条 商品券購入者が、商品券を利用できる事業所は、商工会に登録された事業所(以下「取扱店舗」という。)とする。

2 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律を基本とし、常時使用従業員数により、次のとおり第2条における商品券の利用方法を定める。

- (1) 常時使用従業員数 20名以下 … 共通利用券および、一般商店限定券  
(2種類とも使用可能)
- (2) 常時使用従業員数 21名超 … 共通利用券のみ使用可能

※常時使用従業員数とは、家族従業員や臨時職員を除きます。

※四万十町内だけの店舗だけでなく、グループ企業全体の人数とします。

(対象商品)

第12条 商品券は、取扱店舗が取り扱う商品、サービス等について、利用できるものとする。ただし、次の各号に該当するものは対象外とする。

- (1) 土地又は家屋の購入、家賃、地代、駐車料等の不動産に関わる支払
- (2) 現金との換金、金融機関への預け入れ
- (3) 出資、有価証券の購入、債務の支払等消費に当たらない支払
- (4) ビール券、図書券等の他の商品券、プリペイドカード、官製はがき、切手等の換金性の高い商品の購入
- (5) 事業活動に伴って使用する原材料、機器類、仕入商品等への支払
- (6) たばこ事業法(昭和59年法律第68号)第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
- (7) 税金、振込手数料、公共料金(電気、水道料金等)等への支払
- (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業(以下「風俗営業等」という。)に関する支払
- (9) 車両(自転車等の軽車両は除く。)及び農作業車の購入

(つり銭)

第13条 商品券の額面に満たない利用のときであっても、不当利益の発生防止に配慮しつつ、つり銭は支払わないものとする。

(不正利用の損害)

第14条 商品券の偽造等による不正利用により本事業に損失を与えたときは、不正利用者に当該損失に係る損害額の全部を請求するものとする。

(取扱店舗の募集期間)

第15条 取扱店舗の募集期間は、平成27年4月24日から平成27年5月15日までとする。

(取扱店舗の登録資格)

第16条 取扱店舗の登録の資格を有する者は、四万十町内において小売業、飲食業、サービス業等の事業を営み、かつ店舗もしくは事業所を有する事業者とする。ただし、当該事業者が風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に該当する業を営む者（以下「風俗営業者」という。）、又は四万十町の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則（平成25年四万十町規則第16号）第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者（以下「暴力団排除措置対象者」という。）に該当する場合を除く。

(取扱店舗の登録申請)

第17条 商品券の取扱いを希望する事業所は、本要綱を承認の上、別紙様式2の四万十町プレミアム商品券取扱店舗登録申請書兼誓約書（以下「登録申請書」という。）を商工会に提出するものとする。

(登録証の発行及び取扱店舗の表示)

第18条 商工会は、登録申請及び誓約書の提出があったときは、速やかに登録資格を有する者であるかどうかを判断し、取扱店舗の登録の可否を決定し、適当と認めたときは取扱店舗登録証を交付し、併せて、取扱店舗を表示するための掲示物等（以下「掲示物等」という。）を配布するものとする。

(指定金融機関)

第19条 本事業で換金業務を行う金融機関は、四万十町内に営業所を有する株式会社四国銀行、株式会社高知銀行、高知信用金庫、四万十農業協同組合及び高知はた農業協同組合とする。

(取扱店舗の換金期間)

第20条 利用者から受け取った商品券の換金期間は、平成27年7月2日から平成28年1月29日までとする。なお、換金期間を過ぎた商品券は無効とする。

(換金場所)

第21条 取扱店舗は、消費者から受け取った商品券の換金の申込みについて、取扱店舗登録証に記載された指定金融機関（以下「指定金融機関」という。）で行うものとする。

(換金方法等)

第22条 取扱店舗は、商品券を換金しようとするときは、裏面に店舗名等を押印又は記名した商品券に次に掲げる書類を添えて、指定金融機関の営業時間内に申し込むものとする。

- (1) 取扱店舗登録証
- (2) 商品券換金申込書
- (3) 指定口座の普通預金通帳又は当座預金入金帳

(換金手数料)

第23条 換金手数料は商工会の負担とする。ただし、指定金融機関以外への入金等に係る手数料は、取扱店舗の負担とする。

(取扱店舗の責務)

第24条 取扱店舗は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用者が利用期間中に商品券を持参したときは、商品券額面分の販売、サービスの提供を行うこと。
- (2) 商工会から登録時に配布された掲示物等を消費者の見やすい場所に掲示すること。
- (3) 利用者から受け取った商品券の裏面に店舗名等を押印又は記入すること。
- (4) 他店舗名の押印又は記入済みの商品券は、受取を拒否すること。
- (5) 偽造等の不正使用の疑いがあるときは、受取を拒否するとともに速やかに商工会に申し出ること。
- (6) 商品券の交換、譲渡、売買及び再利用は、禁止する。
- (7) 商品券を当該取扱店舗に係る事業の取引に利用することは、禁止する。
- (8) 商工会が本事業に関して調査等を行うときには、報告等の協力をすること。
- (9) その他、本要綱に定める規定及び商工会からの指示を遵守すること。

(取扱店舗資格の喪失等)

第25条 取扱店舗がこの要綱の規定に違反した行為が認められる場合には、取扱店舗の登録を取り消し、損害額の請求を行うことがある。

(損失等の責務)

第26条 取扱店舗が、利用者から受け取った商品券を紛失及び滅失したときの損害は、当該取扱店舗が負うものとし、速やかに商工会に紛失及び滅失した旨を報告することとする。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、議決の日（平成27年4月28日）から適用する。

別紙 1 (第 2 条 関係)

※商品券のデザインは協議中であり、発行時に変更する場合があります。  
最終デザインが正式に決まりましたら、別途お知らせいたします。

■ 共通利用券

(表面)

※サイズは 150mm×76mm



(裏面)

<b>本券を利用される皆様へ</b>	
<ul style="list-style-type: none"><li>・本券は、四万十町内の加盟店（量販店・一般商店）で使用できます。</li><li>・本券は、現金とのお引き換えは致しません。</li><li>・本券でのお買い物には、つり銭をお渡しできません。</li><li>・本券で、他の商品券、公共料金等の支払いには使用できません。</li><li>・本券に発行者印、番号のないものは無効です。</li><li>・本券の盗難、紛失または滅失等に対しては、発行者はその責を負いません。</li></ul>	
取扱店	～ 本券の発行者、問い合わせ先 ～
	高岡郡四万十町本町 5 番 1 号
	四万十町商工会
	TEL (0880) 22-0465
	印

■一般商店限定券

(表面)



(裏面)

本券を利用される皆様へ

- ・本券は、四万十町内の加盟店（量販店を除く、一般商店）で使用できます。
- ・本券は、現金とのお引き換えは致しません。
- ・本券でのお買い物には、つり銭をお渡しできません。
- ・本券で、他の商品券、公共料金等の支払いには使用できません。
- ・本券に発行者印、番号のないものは無効です。
- ・本券の盗難、紛失または滅失等に対しては、発行者はその責を負いません。

取扱店	～ 本券の発行者、問い合わせ先 ～ 高岡郡四万十町本町5番1号 四万十町商工会 TEL (0880) 22-0465	印
-----	---	---